

期日指定定期預金

商 品 名	期日指定定期預金
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方のみお取り扱いできます。
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年(据置期間1年) <p>満期日は、この預金の全部又は一部(1万円以上1万円単位)について、預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。但し、満期日を指定する場合は、その1ヶ月前までに 通知することが必要となります。預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)のお取り扱いができません。</p> <p>満期日の指定がない場合は、最長預入期限が満期日となります。</p>
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1円以上300万円未満 ・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降に一括してお支払いします。 ・一部支払いを行う場合は、1万円以上1万円単位です。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 (預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。) ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後の利息は、払出日または満期日の普通預金利率によって計算します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算、1年毎の複利計算
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人は、分離課税(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (但し、マル優利用の場合は除きます。) <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p>

手数料	・なし
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。但し、貸越限度額は5百万円です。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優のお取り扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、定期預金の中途解約利率一覧表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引店または総務部(9時～17時、電話：0763-22-2200)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>富山県弁護士会紛争解決センター(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター(電話：076-221-0242)、福井弁護士会紛争解決センター(電話：0776-23-5255)、東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所(9～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>なお、上記仲裁センター等は、東京都以外の各地(一部地域を除く)のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、上記仲裁センター等とテレビ会議システムを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>詳しくは、前記弁護士会等または総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象商品です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)